

奈良県庁舎管理規則及び奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十五号

奈良県庁舎管理規則及び奈良県会計規則の一部を改正する規則

(奈良県庁舎管理規則の一部改正)

第一条 奈良県庁舎管理規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表分庁舎(警察本部の用に供する部分に限る。)の項中「警察本部会計課長」を「警察本部施設整備課長」に改める。

(奈良県会計規則の一部改正)

第二条 奈良県会計規則(平成七年三月奈良県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに警察本部会計課」を「警察本部会計課並びに警察本部施設整備課」に改める。

第六条の表第七号ア中「及び警察本部会計課」を「警察本部会計課及び警察本部施設整備課」に改め、同表第十号ア中「警察本部」の下に「(警察本部施設整備課を除く。)」を加え、同号イ中「こと」の下に「(次号イに掲げる事務を除く。)」を加え、同号ウ中「こと」の下に「(次号ウに掲げる事務を除く。)」を加え、同表中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同表第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十号の次に次のように加える。

十一 警察本部施設整備課に勤務する出納員	ア 警察本部施設整備課に係る入札保証金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。 イ 警察本部に係る物品(施設の整備及び保全に係るものに限る。)の出納及び保管を行うこと。 ウ 警察本部及びその出先その他の機関に係る公有財産(有価証券及び出資に係る権利を除く。)及び施設の整備及び保全に係る物品の記録管理を行うこと。
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第四十二条第二項の表第三号中「の長」の下に「(前項の表第一号に掲げる公有財産、物品及び債権について提出する者に限る。)」を加え、同表に次のように加える。

四 警察本部施設装備課長及び警察本部の出先その他の機関の長(前号に掲げる者を除く。)	警察本部施設装備課に勤務する出納員
--------------------------------------------	-------------------

第五十六条中「警察本部会計課長」の下に「及び警察本部施設装備課長」を、「物品」の下に「(警察本部会計課長にあつては施設の整備及び保全に係る物品以外の物品、警察本部施設装備課長にあつては施設の整備及び保全に係る物品)」を加える。

第六十三条第二項中「会計課以外の課にあつては、警察本部会計課長」を「各課の長及び警察本部の出先その他の機関の長にあつては、当該物品が施設の整備及び保全に係るもの以外のものである場合は警察本部会計課長を、施設の整備及び保全に係るものである場合は警察本部施設装備課長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月二十六日から施行する。